

熊本市小集落改良住宅家賃・敷金の減免及び徴収猶予事務取扱要綱

制定 平成22年3月23日都市建設局長決裁

改正 平成23年1月12日都市建設局長決裁

平成23年6月17日住宅課長決裁

平成25年8月16日住宅課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市小集落改良住宅条例（平成22年条例第80号。以下「条例」という。）第11条に規定する家賃及び第12条に規定する敷金（以下「家賃等」という。）の減免又は徴収猶予について必要な事項を定めるものとする。

(減免対象者)

第2条 家賃等の減免対象者は、小集落改良住宅の入居者が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助の受給者以外のもので入居者及び同居親族の収入月額（継続的な課税対象となる収入及び非課税所得とされている年金給付金等の収入等のすべての収入（子ども手当を除く。）を基礎とし、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の規定に準じて算出した額。以下同じ。）が生活保護基準額により算出した月收入基準額以下である者
- (2) 生活保護法による住宅扶助の受給者で家賃額が同法の規定による住宅扶助額を越える者
- (3) 生活保護法による住宅扶助の受給者で入院加療等により住宅扶助を停止された者
- (4) 震災、風水害、火災その他天災地変で災害を受けた者
- (5) 建替事業等で制度移行に伴い必要と認められる者
- (6) 前各号に準じる者で特別の事情により市長が必要と認めた者

(減免基準)

第3条 前条各号に該当する者の家賃等の減免の基準は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に該当する者については、別表第1の区分に応じ減額率を家賃額に乗じて得た金額（減額すべき金額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。）を減額する。ただし、減額後の家賃が2,000円未満となる場合は、当該家賃が2,000円となる額をもって減額する額とする。
- (2) 前条第2号に該当する者については、家賃額が住宅扶助額を越える額を減額することができる。
- (3) 前条第3号に該当する者については、住宅扶助を停止された期間の家賃を免除することができる。
- (4) 前条第4号に該当する者については、次に掲げるところにより減免する。
 - ア 当該市営住宅の災害による損傷が特に著しいため、市長が使用不能と認定した場合は、その認定期間に応じた家賃を免除する。
 - イ 当該市営住宅の災害による損傷が著しいため、市長が使用するに不便と認定した場合は、その認定期間に応じた家賃の50%を減額する。
- (5) 前条第5号については、建替事業に伴い入居者に建替後の家賃を提示してしまっている場合等に減額により家賃の調整を行うものとする。また、建替え及び制度改正に伴い負担調整期間を設けた場合の減免は負担調整前に減免算定するものとする。
- (6) 前条第6号に該当する者については、前各号に準じ減額する。

(減免申請の手続)

第4条 家賃等の減免申請をしようとする入居者は、熊本市小集落改良住宅管理条例施行規則（平成22年規則第44号。以下「規則」という。）に定める家賃又は敷金に係る減額、免除又は徴収猶予に関する申請書（規則様式第9号）に最近の収入が確認できる書類及び次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 年金、恩給等を受給している者にあつては、受給証明書等の写し
- (2) 失業者にあつては、雇用保険受給資格者証の写し又は退職証明書等
- (3) 生活保護の受給者にあつては、福祉事務所長の発行する証明書
- (4) 災害等については、関係機関のその事実を証する書類
- (5) その他事由を証する書類

(徴収猶予申請の手続き)

第5条 家賃等の徴収猶予申請をしようとする入居者は、家賃又は敷金に係る減額、免除又は徴収猶予に関する

申請書（規則様式第9号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 医療費の領収を証する書類
- (2) 退職、転職等にあつては、事実を証する書類及び収入を証する書類
- (3) その他事由を証する書類

（準用）

第6条 熊本市営住宅家賃・敷金の減免及び徴収猶予事務取扱要綱第5条（減免承認の通知）、第6条（減免の期間）、第7条（減免の更新申請）、第8条（減免者の届出義務）、第9条（減免終了（取消）の通知）、第10条（減免相当額の納付）、第11条（徴収猶予対象者）、第13条（徴収猶予承認（不承認）通知）、第14条（徴収猶予の期間）、第15条（徴収猶予者の届出義務）の規定は熊本市小集落改良住宅について準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは、「小集落改良住宅」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月16日から施行する。

別表（第3条関係）

収入月額	減額率
生活保護基準額に規定する月收入基準額の50%以下の月収額の場合	50パーセント
生活保護基準額に規定する月收入基準額の50%を越え75%以下の月収額の場合	30パーセント
生活保護基準額に規定する月收入基準額の75%を越え100%以下の月収額の場合	20パーセント